

あしがき

府民の皆様へ

障がいや障がいのある人に対する理解不足などから、様々な場面で、配慮がなされないなどの「壁」を感じる人は少なくありません。しかしそのような「壁」は、周囲が障がいを知ることにより、軽減されることがたくさんあります。

障がいについて「知らない」「わからない」と思っている人もいるかもしれません。しかし、障がいのある人は決して特別な存在ではなく、共に大阪府で暮らす一員です。現在は障がいのない人でも、病気や事故、高齢化により、日常生活や社会生活で不便を感じ、様々な配慮を必要とすることが考えられます。

だからこそ、障がいについて自らのこと、社会のこととしてとらえ、まずは障がいについて知ろうとする、府民一人ひとりの姿勢が大切です。

障がいのない人や事業者の皆様へ

障がいは多種多様で、障がいの現れ方も一律ではなく、その特性や程度は個々で異なります。外見からではわかりにくい障がいのために、理解されずに困ったり苦しんだりしている人もいます。しかし様々な場面において、周囲の理解や配慮があれば、できることはたくさんあります。

どういった配慮が必要なのかは、障がいの特性や程度、その人が求めている内容によって様々ですので、配慮が必要な人と接する際は、まずは「何かお手伝いをしましょうか。」とお声かけください。お互いに話し合い、どのような方法が良いのかを確認する姿勢が大切です。

障がいのある皆様へ

「障がいがある」と言い出しにくいこともありますが、障がいのある人（家族等を含みます。）自身も、自らの障がいのこと、求めている配慮の内容を具体的に伝えてください。

特に、障がいのない人や事業者から声かけがあった際には、相手方の「知りたい」「わかりたい」という思いに、応えていくことが望まれます。

「知らないこと」「わからないこと」が障がいを理由とする差別につながらないようにするためにも、障がいのある人からの積極的な情報発信をお願いします。

【参考資料】

<障がい者に関するマーク>

I 障がい者のための国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。

※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車いすを利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。

I 盲人のための国際シンボルマーク



世界盲人連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。

I 身体障がい者標識



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

I 聴覚障がい者標識



聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

I ほじょ犬マーク



身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障がい者補助犬が同伴できるようになりました。

補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。

お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、御理解、御協力をお願いいたします。

耳マーク



聞こえが不自由なことを表すマークです。聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。

オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。

オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。

ハートプラスマーク



「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいがある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮について御理解、御協力をお願いいたします。

「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク



白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。

※駅のホームや路上などで視覚に障がいのある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなど同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。さらには、災害時に視覚や聴覚に障がいがあり、状況把握が難しい方、肢体に障がいがあり、自力での迅速な避難が困難な方がいます。

ヘルプマークはそうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、作成されました。このマークを見かけた場合は、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

1 手話マーク



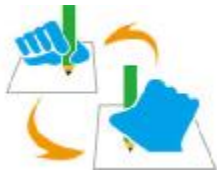
音声に代わる視覚的な手段でのコミュニケーション方法である、手話や筆談で対応できるということを表すマークです。

役所、公共及び民間施設・公共交通機関の窓口等への掲示や、聴覚障がい者自身がコミュニケーションの配慮を求めるときなどに掲示されます。

【手話マーク】:「手話で対応します」、「手話でコミュニケーションできる人がいます」ということを表すマークです。

【筆談マーク】:「筆談で対応します」、「要約筆記者がいます」ということを表すマークです。

1 筆談マーク



1 子ども車いすマーク（小児用介助型車いすマーク）



病気や障がいのある子どもが利用する「子ども車いす」は、外観ではベビーカーと判別しにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。

そのような方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせ、援助が得やすくなることを目的としたマークです。このマークを携帯している方や建物の入口などでこのマークを見かけた場合は、ご理解をお願いします。

1 障がい者雇用支援マーク



公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障がい者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。

障がい者の社会参加を理念に、障がい者雇用を促進している企業や障がい者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。

そういった企業がどこにあるのか、障がい者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障がい者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。

障がい者雇用支援マークが企業側と障がい者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、宜しくお願いします。

大阪府ホームページ「障がい者に関するマーク」からダウンロードできます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/mark/index.html>

<大阪府 障がい理解の啓発>

■ 啓発冊子

「ほんま、おおきに!!」障がい理解ハンドブック



障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、共に支え合う「共生社会」を実現するためには、障がいや障がいのある人を正しく理解し、必要な配慮を考えていくことが重要です。

このため、障がい理解ハンドブックは、障がいや障がいのある人についての理解を深め、必要な配慮を考えるきっかけとなることを目的として作成しています。巻末には、障がい特性ごとの関係機関・団体を紹介しています。

大阪府のホームページ「障がいを理由とする差別の解消に向けて」からダウンロードできます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai-kaisai.html>

「i-Welcome」“合理的配慮”接客のヒント集



障害者差別解消法の施行を踏まえ、合理的配慮の提供が求められるコンビニやスーパー、レストラン等のサービス業の事業者に向けて、サービス提供時における「合理的配慮」とは何か、考えるきっかけとなる事例を掲載した、接客のヒント集です。

大阪府のホームページ「障がい福祉 各種刊行物」からダウンロードできます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/kankou/>

ええやんちがっても 広汎性発達障がいの理解のために



広汎性発達障がいを正しく理解し、適切な支援を行うために作成された冊子です。広汎性発達障がいの特性や接し方（幼児期～学齢期）について解説しています。

大阪府のホームページ「ええやんちがっても 広汎性発達障がいの理解のために」からダウンロードできます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/kankou/eeyan-tigattemo.html>

高次脳機能障がい支援ハンドブック



脳卒中などの病気や事故による脳損傷により起こる高次脳機能障がいについて、特徴や主な症状、支援制度を解説しているハンドブックです。

大阪府のホームページ「大阪府高次脳機能障がい相談支援センター」からダウンロードできます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsusodan/kojinou/>

福祉のてびき

障がい者相談員、相談窓口用ですが、障がい福祉関係の制度全般について知ることができます。特に、「1章 相談の心がまえ」には、様々な障がいの特性と基本的な対応方法、留意すべき点を記載しています。

大阪府のホームページ「福祉のてびき」からダウンロードできます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/kankou/tebiki.html>

■啓発事業

心のバリアフリー推進事業



障害者差別解消法・大阪府障がい者差別解消条例の理解促進に向けた啓発の取り組みを行っています。

具体的には事業者が研修等により、障がい理解の促進や差別解消に向けて自主的に取り組めるようにするための教材などを作成しています。

大阪府のホームページ「事業者を主な対象とした啓発活動」からダウンロードできます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-plan/jigyousyakeihatu.html>

また、合理的配慮等についての理解を深め、差別解消に向けた取り組みへの機運醸成を図るため、イベントも開催しています。



大阪ふれあいキャンペーン



行政、障がい者団体や地域福祉団体が連携して、実行委員会を組織し（大阪府、府内 43 市町村、障がい者団体や地域福祉団体等 44 団体の計 88 団体で構成）、障がい理解を深める取り組みを実施しています。

具体的には、府内の全ての小学校3年生を対象におりがみを折る体験を通じて障がいに関する基本的な事項を学ぶ「大阪ふれあいおりがみ・すごろく」を作成し、配布しています。また、幅広い世代の方へ、障がいに関する理解を深めていただくため、クリアファイルを作成して配布しています。

大阪府のホームページ「大阪ふれあいキャンペーンについて」からダウンロードできます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-info/fureai.html>

※上記ホームページでは、障害者差別解消法、ヘルプマーク、難病、発達障がいについて、チラシや理解を深めるためのページを紹介しています。



共に生きる障がい者展



障がい者の自立と社会参加の促進をテーマとするとともに、府民に障がいや障がい者を正しく理解してもらうことを目的とした「大阪の障がい者の祭典」です。

主なプログラムとしては、トークショーや障がい者作品展、障がい者芸術・文化コンテスト等が行われます。

心の輪を広げる障がい者理解促進事業 (体験作文、障がい者週間のポスター募集)



「障がい者週間」(12月3日～9日)を広く周知するとともに、障がい者に対する府民の理解の促進を図るため、府民を対象に、障がいのある人とない人との心のふれあいの体験をつづった「心の輪を広げる体験作文」と、障がい理解を深める「障がい者週間のポスター」を募集しています。入賞者には知事からの賞状に加え、副賞を贈呈しています。

大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度



公共施設や商業施設などにおける車いす使用者用の駐車区画等の適正利用を促進するために、利用証を大阪府が交付する制度です。

【参考】国ホームページの参照先

I 合理的配慮等具体例データ集

内閣府ホームページ「合理的配慮サーチ」を参照ください。

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html>

I 障害者差別解消法「合理的配慮の提供等事例集」(平成年月年月月)

内閣府ホームページ「合理的配慮の提供等事例集」を参照ください。

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/example.html>

I 障害を理由とする差別の解消の推進に係る裁判例に関する調査結果について

(平成 28 年度内閣府障害者施策担当)

内閣府は、今後の法附則第 7 条に規定する検討等に資することを目的に、障がい理由とする差別に係る判例に関する調査を実施し、調査の結果を取りまとめ、判例集として整理しています。

本調査結果については、内閣府ホームページ「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に係る裁判例に関する調査」を参照ください。

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h28houritsu/index-w.html>

※なお、この調査では、以下のような事例について掲載されています。(内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に係る裁判例に関する調査」目次より抜粋)

保育・教育		
1	同級生の介助による車椅子利用者の傷害事故について中学校を設置する市町村の損害賠償責任が認められた事例	大阪地判 平成元年 7 月 27 日
2	進行性の筋ジストロフィー症を理由とする高校入学不許可処分の取消しが認められた事例	神戸地判 平成 4 年 3 月 13 日
3	障害児の公立幼稚園への就園を仮に許可することを求めた申立てが認められた事例	徳島地決 平成 17 年 6 月 7 日
4	知的障害者の問題行動を理由とする公立高等学校の退学処分が適法であるとされた事例	東京地判 平成 17 年 9 月 27 日
5	障害児の保育所入所を承諾することを義務付ける訴えが認められた事例	東京地判 平成 18 年 10 月 25 日
6	肢体不自由者が就学すべき中学校として公立中学校を仮に指定することを	奈良地決

	求めた申立てが認められた事例	平成 21 年 6 月 26 日
7	公立中学校の特別支援学級への入級と在級の継続などが違法な差別的取扱いに当たらないとされた事例	富山地判 平成 28 年 9 月 21 日
公共交通		
8	電動車いす利用者に対する駅員からの侮辱的発言等について鉄道会社の損害賠償責任が認められた事例	大阪地判 平成 11 年 3 月 11 日
9	車いす対応トイレが鉄道の車両に設置されていないことは障害者に対する差別等に該当せず、その設置等が認められなかった事例	東京高判 平成 14 年 3 月 28 日
10	駅の介助職員の車いす利用者への対応(ホーム上でブレーキを掛けなかったこと)が安全配慮義務違反に当たるとされた事例	東京高判 平成 15 年 6 月 11 日
11	航空会社が身体障害者の単独での航空機搭乗を拒否したことにつき、会社側の債務不履行責任及び不法行為責任が認められなかった事例	大阪高判 平成 20 年 5 月 29 日
12	障害者の介護者に対する公共交通機関運賃割引制度を市の職員が説明しなかったことについて市の損害賠償責任が認められた事例	東京高判 平成 21 年 9 月 30 日
商品・サービス		
13	聴覚障害者と銀行との間で手話通訳者を介さずに締結された保証債務契約と根抵当権設定契約の錯誤無効が否定された事例	東京地判 平成 14 年 5 月 20 日
14	賃貸マンションにおいて車椅子では利用できない箇所があることの説明を怠ったとしてマンションの賃貸人の義務違反が認められた事例	東京地判 平成 23 年 2 月 18 日
15	事業者によるうつ病患者の音楽教室受講拒否が不法行為とならないとされた事例	東京地判 平成 24 年 1 月 16 日
16	ネットカフェにおいて精神障害者の入店を拒否したことにつき、入店拒否をした店長の不法行為及びネットカフェを運営する会社の使用者責任があるとして、慰謝料請求が認容された事例	東京地判 平成 24 年 11 月 2 日
17	事業者による車椅子のままの入浴拒否と車椅子利用者への入浴配慮の不提供が不法行為を構成しないとされた事例	東京地判 平成 25 年 4 月 22 日
18	障害者等の少額預金の利子所得等の非課税の適用を受けるために必要な申込書を銀行に「郵送」したが受付を拒否されたことについて銀行及び国の責任が認められなかった事例	東京高判 平成 26 年 8 月 29 日
19	事業者による性同一性障害者のゴルフクラブ入会拒否が不法行為を構成するとされた事例	東京高判 平成 27 年 7 月 1 日

1 2月3日～9日は「障がい者週間」です。

「障がい者週間」とは

「障がい者週間」とは、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、国民の間に地域社会での共生や差別の禁止などに関する理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的として、障害者基本法に定められています。



大阪府福祉部障がい福祉室

〒540-8570 大阪市中央区大手前3丁目2番12号

電話 06-6941-0351 ファックス 06-6942-7215